

## 【参考 20】 専門職制度の例（児童福祉司）

### 1. 概要

○児童相談所<sup>(注)</sup>に配置される専門職で、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他の児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行なう（児童福祉法第13条第3項）。

(注)「児童相談所」は、都道府県、政令指定都市が必置とされているほか、個別に政令で指定する市（児童相談所設置市）も設置することができる。平成21年5月1日時点で全国201箇所に設置されている。

○児童福祉司は、都道府県知事の補助機関の職員とし、以下のいずれかに該当するものの中から任用しなければならない（任用資格。法第13条第2項）。

①厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了したもの（児童福祉法施行規則第5条の3<sup>(注)</sup>）

(注) (i) 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設として、保健所、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、身体障害者療養施設等、(ii) 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設として、精神病院、病院、診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているもの）等、(iii) 上に順ずる施設として、保育所、乳児院が掲げられている。

②学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの

③医師

④社会福祉士

⑤社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者

⑥上の各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

### 2. 設置形態等

○児童相談所には児童福祉司の配置が義務付けられている（法第13条第1項）。

○児童福祉司は、保護を要する児童の数、交通事情等を勘案し、人口おおむね5万から8万人までを標準として児童相談所長が定める「担当区域」により、職務を行うものとされている（児童福祉法施行令第2条）。

○平成22年4月1日時点で、2,477名の児童福祉司が配置されている。

○また、平成16年の児童福祉法の改正により、「児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確化され、住民に身近な市町村においても相談に応じ援助を行う（「相談援助活動」）こととなった（法第10条）。これにより市町村において相

談援助体制の整備が図られ、児童福祉司の任用資格を有する職員の積極的な活用が要請されている（「市町村児童家庭相談援助指針」）。

### 3. 国の財政支援・経費負担

○地方交付税の基準財政需要の積算において、都道府県では、「第四節 厚生労働費—第二款 社会福祉費」において、標準団体における標準団体行政規模として児童相談所2ヶ所が規定され、「第五 職員配置」において「児童相談所費」として課長以下54名の職員、うち児童福祉司30名の人件費が計上されている（396,750千円）。

#### 【参考】 児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号） 抄

##### 第四節 児童福祉司

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

2 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの

三 医師

三の二 社会福祉士

四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

3 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

4 児童福祉司は、政令の定めるところにより児童相談所長が定める担当区域により、前項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

第十四条 市町村長は、前条第三項に規定する事項に関し、児童福祉司に必要な状況の通報及び資料の提供並びに必要な援助を求めることができる。

2 児童福祉司は、その担当区域内における児童に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

第十五条 この法律で定めるもののほか、児童福祉司の任用叙級その他児童福祉司に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

#### 【参考】 児童福祉法施行令（昭和二十三年三月三十一日政令第七十四号） 抄

第二条 法第十三条第一項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の担当区域は、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね五万から八万までを標準として定めるものとする。

#### 【参考】 児童福祉法施行規則（昭和二十三年三月三十一日厚生省令第十一号） 抄

##### 第一章の三 児童福祉司

第五条の三 法第十三条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める施設（次条において「指定施設」という。）

は、次のとおりとする。

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第四号の厚生労働省令で定める施設
- 二 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）第七条第四号の厚生労働省令で定める施設（前号に掲げる施設を除く。）
- 三 前二号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

第六条 法第十三条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの
- 二 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 三 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 四 社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第二項第三号の二に規定する者を除く。）
- 五 精神保健福祉士となる資格を有する者
- 六 保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（以下この条において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの
- 七 助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 八 看護師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 九 保育士であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十 教育職員免許法（昭和二十四年法律第一百四十七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法に規定する二種免許状を有する者にあつては三年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十一 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者
  - イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
  - ロ 児童相談所の所員として勤務した期間
- 十二 社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）
- 十三 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第三項に規定する児童指導員であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

## 【参考 21】 専門職制度の例（身体障害者福祉司）

### 1. 概要

○身体障害者更生相談所<sup>(注)</sup>、福祉事務所に配置され、身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とする事項、福祉事務所の職員に対する技術的指導等を行う専門職（身体障害者福祉法第 11 条の 2）。

(注)「身体障害者更生相談所」は、都道府県・に設置が義務づけられており（法第 11 条）、また、政令指定都市、中核市も設置することができる（法第 43 条の 2、令第 34 条、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項、地方自治法第 252 条の 22 第 1 項、地方自治法施行令第 174 条の 28 第 1 項～第 5 項、地方自治法施行令第 174 条の 49 の 4）、平成 20 年 12 月時点で全国 78 箇所を設置されている。

○身体障害者福祉法では、身体障害者のための診査、更生相談、自立支援医療、補装具費の支給、各種施設へ利用についての要請など援護の第一線は市町村が担うこととし、障害福祉サービス事業に関するあっせんまたは調整及び要請を行う際に、その前提となる専門的評価判定や専門的な相談指導等を「身体障害者更生相談所」が行うこととされている。

○身体障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関の職員とし、以下のいずれかに該当するものの中から任用しなければならない（任用資格。法第 12 条）。

①社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、身体障害者の更生援護その他その福祉に関する事業に 2 年以上従事した経験を有するもの

②学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

③医師

④社会福祉士

⑤身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者

⑥上の各号に準ずる者であって、身体障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの

### 2. 設置形態等

○身体障害者更生相談所には身体障害者福祉司の配置が義務付けられている（法第 11 条の 2 第 1 項）。また、市町村の福祉事務所には身体障害者福祉司を置くことができるとされている（法第 11 条の 2 第 2 項）。

○身体障害者福祉司に関する定量的な配置基準等は規定されていない。

### 3. 国の財政支援・経費負担

- 地方交付税の基準財政需要の積算において、都道府県では、「第四節 厚生労働費—第二款 社会福祉費」において、標準団体における標準団体行政規模として福祉関係職員のうち、身体障害者福祉司8名が計上され、標準団体行政経費積算内容において、「(細目) 5 身体障害者福祉費(細節)(3) 身体障害者更生相談所費」として、101,905千円が計上され、そのうち、職員給与13名(95,250千円)が計上されている(うち、身体障害者福祉司8名分)。
- 市町村についても、身体障害者福祉司1名分の人件費が計上されている。

**【参考】 身体障害者福祉法(昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号) 抄**

(更生相談所)

- 第十一条 都道府県は、身体障害者の更生援護の利便のため、及び市町村の援護の適切な実施の支援のため、必要の地に身体障害者更生相談所を設けなければならない。
- 2 身体障害者更生相談所は、身体障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(第十八条第二項の措置に係るものに限る。)及び前条第一項第二号ロからニまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法第二十二條第二項及び第三項、第二十六條第一項、第七十四條並びに第七十六條第三項に規定する業務を行うものとする。
- 3 身体障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務を行うことができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、身体障害者更生相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(身体障害者福祉司)

- 第十一条の二 都道府県は、その設置する身体障害者更生相談所に、身体障害者福祉司を置かなければならない。
- 2 市及び町村は、その設置する福祉事務所に、身体障害者福祉司を置くことができる。
- 3 都道府県の身体障害者福祉司は、身体障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 第十条第一項第一号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 二 身体障害者の福祉に関し、第十条第一項第二号ロに掲げる業務を行うこと。
- 4 市町村の身体障害者福祉司は、当該市町村の福祉事務所の長の命を受けて、身体障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。
- 二 第九条第四項第三号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 5 市の身体障害者福祉司は、第九条の二第二項の規定により技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。この場合において、特に専門的な知識及び技術が必要であると認めるときは、身体障害者更生相談所に当該技術的援助及び助言を求めよう助言しなければならない。

第十二条 身体障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、身体障害者の更生援護その他その福祉に関する事業に一年以上従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 三 医師
- 四 社会福祉士
- 五 身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者
- 六 前各号に準ずる者であつて、身体障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの

**【参考】 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年四月五日政令第七十八号) 抄**

(大都市等の特例)

第三十四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、法第四十三条の二の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十四条の二十八第一項から第五項までに定めるところによる。

- 2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第四十三条の二の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の四に定めるところによる。

**【参考】 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号） 抄**

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

（略）

三 身体障害者の福祉に関する事務

（略）

（中核市の権能）

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 2 中核市がその事務を処理するに当たって、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする

**【参考】 地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号） 抄**

（身体障害者の福祉に関する事務）

第七十四条の二十八 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する身体障害者の福祉に関する事務は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）及び身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第十条の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第十一条の規定による同法第九条第六項に規定する身体障害者更生相談所（以下この条及び第七十四条の四十九の四において「身体障害者更生相談所」という。）の設置、同法第十一条の二第一項の規定による同法第九条第六項に規定する身体障害者福祉司（以下この条及び第七十四条の四十九の四において「身体障害者福祉司」という。）の設置、指定都市が行う同法第二十六条第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業等（以下この条及び第七十四条の四十九の四において「身体障害者生活訓練等事業等」という。）に係る同法第三十九条の規定による質問等及び同法第四十条の規定による制限又は停止の命令並びに指定都市が設置する同法第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（以下この条及び第七十四条の四十九の四において「身体障害者社会参加支援施設」という。）に係る同法第四十一条の規定による事業の停止又は廃止の命令に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項及び第五項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令 中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

- 2 前項の場合においては、指定都市は、身体障害者更生相談所を設けることができる。この場合においては、身体障害者福祉法第十条第一項第二号（イを除く。）及び第三項の規定は、当該指定都市に、同法第十一条第二項（同法第十条第一項第二号 ロからニまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法第二十二条第二項 及び第三項、第二十六条第一項、第七十四条並びに第七十六条第三項に規定する業務に係る部分に限る。）及び第三項並びに身体障害者福祉法施行令第二条の規定は、当該身体障害者更生相談所にこれを準用する。
- 3 第一項の場合においては、指定都市は、前項の規定により設置する身体障害者更生相談所に、身体障害者福祉司を置くことができる。この場合においては、身体障害者福祉法第十一条の二第三項（第一号を除く。）の規定は、当該身体障害者福祉司にこれを準用する。
- 4 第一項の場合においては、身体障害者福祉法第十六条第四項 及び第三十七条の規定は、これを適用しない。
- 5 第一項の場合においては、身体障害者福祉法第二十六条 及び第二十七条 中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、同法第二十八条第二項 及び第四項 中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第三十九条第一項 及び第四十条 中「身体障害者生活訓練等事業等を行う者」とあるのは「身体障害者生活訓練等事業等を行う者（都道府県を除く。）」と、身体障害者福祉法施行令第九条第四項 中「他の都道府県の区域に」とあるのは「指定都市の区域から当該指定都市の区域外に、又は指定都市の区域外から指定都市の区域に」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（新居住地が指定都市の区域にあるときは、当該指定都市の市長）」と、同条第六項 中「都道府県知事は」とあるのは「都道府県知事又は指定都市の市長は」と、「都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事（旧居住地が指定都市の区域にあつたときは、当該指定都市の市

長)に」と、同令第二十八条第一項 中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第二項 中「市町村長」とあるのは「市町村長(指定都市の市長を除く。)」と読み替えるものとする。

- 6 指定都市がその事務を処理するに当たっては、地方自治法第二百五十二条の十九第二項の規定により、身体障害者福祉法第三十九条第一項の規定による身体障害者生活訓練等事業等についての都道府県知事の質問等に関する規定及び同法第四十条の規定による身体障害者生活訓練等事業等の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定は、これを適用せず、同法第四十一条第一項の規定による身体障害者社会参加支援施設の事業の停止又は廃止についての都道府県知事の命令については、これらの命令に代えて厚生労働大臣の命令を受けるものとする。

(略)

(身体障害者の福祉に関する事務)

第七百七十四条の四十九の四 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する身体障害者の福祉に関する事務は、身体障害者福祉法及び身体障害者福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第十条の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第十一条の規定による身体障害者更生相談所の設置、同法第十一条の二第一項の規定による身体障害者福祉司の設置、同法第二十条の規定による盲導犬の貸与等、中核市が行う身体障害者生活訓練等事業等に係る同法第三十九条の規定による質問等及び同法第四十条の規定による制限又は停止の命令並びに中核市が設置する身体障害者社会参加支援施設に係る同法第四十一条の規定による事業の停止又は廃止の命令に関する事務を除く。)とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七百七十四条の二十八第五項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令 中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

- 2 前項の場合においては、身体障害者福祉法第二十六条及び第二十七条中「及び都道府県」とあるのは「、都道府県及び中核市」と、同法第二十八条第二項及び第四項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同法第三十九条第一項及び第四十条中「身体障害者生活訓練等事業等を行う者」とあるのは「身体障害者生活訓練等事業等を行う者(都道府県を除く。)」と、身体障害者福祉法施行令第九条第四項中「他の都道府県の区域に」とあるのは「中核市の区域から当該中核市の区域外に、又は中核市の区域外から中核市の区域に」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(新居住地が中核市の区域にあるときは、当該中核市の市長)」と、同条第六項中「都道府県知事は」とあるのは「都道府県知事又は中核市の市長は」と、「都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事(旧居住地が中核市の区域にあつたときは、当該中核市の市長)に」と、同令第二十八条第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長(中核市の市長を除く。)」とする。
- 3 第七百七十四条の二十八第四項及び第六項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の四第一項」と、同条第六項中「第二百五十二条の十九第二項」とあるのは「第二百五十二条の二十二第二項」と読み替えるものとする。

## 【参考 22】 専門職制度の例（知的障害者福祉司）

### 1. 概要

○知的障害者更生相談所<sup>(注)</sup>、福祉事務所に配置され、知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とする事項、福祉事務所の職員に対する技術的指導等を行う専門職（知的障害者福祉法第 13 条）。

(注)「知的障害者更生相談所」は、都道府県・に設置が義務づけられており（法第 12 条）、また、政令指定都市、中核市も設置することができるとされており（法第 40 条、令第 6 条、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項、地方自治法第 252 条の 22 第 1 項、地方自治法施行令第 174 条の 30 の 3 第 1 項～第 4 項、地方自治法施行令第 174 条の 49 の 8）、平成〇年〇月時点で全国〇箇所に設置されている。

○知的障害者福祉法では、知的障害者の福祉に関する相談への対応、必要な調査、指導、障害者支援施設への入所など更生援護の第一線は市町村が担うこととし、相談、指導のうち専門的な知識及び技術を必要とするものや、18 歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を「知的障害者更生相談所」が行うこととされている。

○知的障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関の職員とし、以下のいずれかに該当するものの中から任用しなければならない（任用資格。法第 14 条）。

①社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、知的障害者の福祉に関する事業に 2 年以上従事した経験を有するもの

②学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

③医師

④社会福祉士

⑤知的障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者

⑥上の各号に準ずる者であって、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの

### 2. 設置形態等

○知的障害者更生相談所には知的障害者福祉司の配置が義務付けられている（法第 13 条）。また、市町村の福祉事務所には身体障害者福祉司を置くことができるとされている（法第 13 条第 2 項）。

○知的障害者福祉司に関する定量的な配置基準等は規定されていない。

### 3. 国の財政支援・経費負担

- 地方交付税の基準財政需要の積算において、都道府県では、「第四節 厚生労働費—第二款 社会福祉費」において、標準団体における標準団体行政規模として福祉関係職員のうち、知的障害者福祉司8名が計上され、標準団体行政経費積算内容において、「(細目) 6 知的障害者福祉費 (細節) 知的障害者保護費」として、240,696千円が計上され、そのうち、職員給与11名(85,517千円)が計上されている(うち、知的障害者福祉司8名分)。
- 市町村についても、知的障害者福祉司1名分の人件費が計上されている。

**【参考】 知的障害者福祉法 (昭和三十五年三月三十一日法律第三十七号) 抄**

(更生援護の実施者)

第九条 この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村(特別区を含む。以下同じ。)による更生援護は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の所在地の市町村が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等(第十五条の四及び第十六条第一項第二号において「介護給付費等」という。)の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)に入所している知的障害者及び生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者(以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。)については、その者が障害者自立支援法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設(以下この項及び次項において「特定施設」という。)への入所前に有した居住地(継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者(以下この項において「継続入所知的障害者」という。)については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地)の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所知的障害者については、入所前におけるその者の所在地(継続入所知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した所在地)の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。
- 3 前項の規定の適用を受ける知的障害者が入所している特定施設の設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該知的障害者に対しこの法律に定める更生援護を行う市町村に必要な協力をしなければならない。
- 4 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。
  - 一 知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
  - 二 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
  - 三 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 5 その設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)に知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「知的障害者福祉司」という。)を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの(次条第二項及び第三項において「専門的相談指導」という。)であつて十八歳以上の知的障害者に係るものについては、知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- 6 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、十八歳以上の知的障害者につき第四項第三号の業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

(市町村の福祉事務所)

第十条 市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第四項各号に掲げる業務又は同条第五項及び第六項の規定による市町村長の業務を行うものとする。

- 2 市の設置する福祉事務所に知的障害者福祉司を置いている福祉事務所があるときは、当該市の知的障害者福祉司を置いていない福祉事務所の長は、十八歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導については、当該市の知的障害者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。

- 3 市町村の設置する福祉事務所のうち知的障害者福祉司を置いている福祉事務所の長は、十八歳以上の知的障害者に係る専門的相談指導を行うに当たって、特に専門的な知識及び技術を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

(連絡調整等の実施者)

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 知的障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うこと。
  - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
  - ロ 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
  - ハ 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
- 2 都道府県は、前項第二号ロに規定する相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

(知的障害者更生相談所)

第十二条 都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない。

- 2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(第十六条第一項第二号の措置に係るものに限る。)並びに前条第一項第二号ロ及びハに掲げる業務並びに障害者自立支援法第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。
- 3 知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行うことができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、知的障害者更生相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(知的障害者福祉司)

第十三条 都道府県は、その設置する知的障害者更生相談所に、知的障害者福祉司を置かなければならない。

- 2 市町村は、その設置する福祉事務所に、知的障害者福祉司を置くことができる。
- 3 都道府県の知的障害者福祉司は、知的障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 第十一条第一項第一号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
  - 二 知的障害者の福祉に関し、第十一条第一項第二号ロに掲げる業務を行うこと。
- 4 市町村の知的障害者福祉司は、福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)の命を受けて、知的障害者の福祉に関し、主として、次の業務を行うものとする。
  - 一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。
  - 二 第九条第四項第三号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 5 市の知的障害者福祉司は、第十条第二項の規定により技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。この場合において、特に専門的な知識及び技術が必要であると認めるときは、知的障害者更生相談所に当該技術的援助及び助言を求めよう助言しなければならない。

第十四条 知的障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、知的障害者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 三 医師
- 四 社会福祉士
- 五 知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者
- 六 前各号に準ずる者であつて、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの

(民生委員の協力)

第十五条 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、知的障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

(知的障害者相談員)

第十五条の二 都道府県は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者(配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。)の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

- 2 前項の規定により委託を受けた者は、知的障害者相談員と称する。
- 3 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

(略)

(大都市等の特例)

第三十条 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

#### 【参考】 知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年四月十八日政令第百三号） 抄

(大都市等の特例)

第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、法第三十条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十四条の三十の三第一項から第四項までに定めるところによる。

- 2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、法第三十条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の八に定めるところによる。

#### 【参考】 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号） 抄

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

(略)

五の三 知的障害者の福祉に関する事務

(略)

(中核市の権能)

第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市（以下「中核市」という。）は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 2 中核市がその事務を処理するに当たって、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする

#### 【参考】 地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号） 抄

(知的障害者の福祉に関する事務)

第七十四条の三十の三 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する知的障害者の福祉に関する事務は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）及び知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第十一条の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第十二条第一項の規定による同法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所（以下この条及び第七十四条の四十九の八において「知的障害者更生相談所」という。）の設置及び同法第十三条第一項の規定による同法第九条第五項に規定する知的障害者福祉司（以下この条及び第七十四条の四十九の八において「知的障害者福祉司」という。）の設置に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第四項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

- 2 前項の場合においては、指定都市は、知的障害者更生相談所を設けることができる。この場合においては、知的障害者福祉法第十一条第一項第二号（イを除く。）の規定は、当該指定都市に、同法第十二条第二項（同法第十一条第一項第二号ロ及びハに掲げる業務並びに障害者自立支援法第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務に係る部分に限る。）及び第三項並びに知的障害者福祉法施行令第一条の規定は、当該知的障害者更生相談所にこれを準用する。
- 3 第一項の場合においては、指定都市は、前項の規定により設置する知的障害者更生相談所に、知的障害者福祉司を置くことができる。この場合においては、知的障害者福祉法第十三条第三項（第一号を除く。）の規定は、当該知的障害者福祉司にこれを準用する。
- 4 第一項の場合においては、知的障害者福祉法第二十五条の規定は、これを適用しない。

（略）

（知的障害者の福祉に関する事務）

第七百七十四条の四十九の八 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する知的障害者の福祉に関する事務は、知的障害者福祉法及び知的障害者福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第十一条の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第十二条第一項の規定による知的障害者更生相談所の設置及び同法第十三条第一項の規定による知的障害者福祉司の設置に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項において準用する第七百七十四条の三十の三第四項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令 中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

- 2 第七百七十四条の三十の三第四項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは、「第七百七十四条の四十九の八第一項」と読み替えるものとする。